

説明会における質疑応答

令和6年9月20日に開催された説明会における質疑応答（計4つ）を以下のとおり、お示しします。

（質問、回答いずれも、趣旨を再整理の上、要点のみを記載しています。また、一部の質問については補足情報を追記しています。なお、説明会の中で出た質問は議題1に関するものだけでした。）

説明会における質疑応答

●質問1：

海域早見図(※)で公表されている水温データは何年度のデータを基準に作られているのか。

※海域早見図

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjz3I&ll=42.11946062400046%2C141.4062808402586&z=9>

(ご回答)

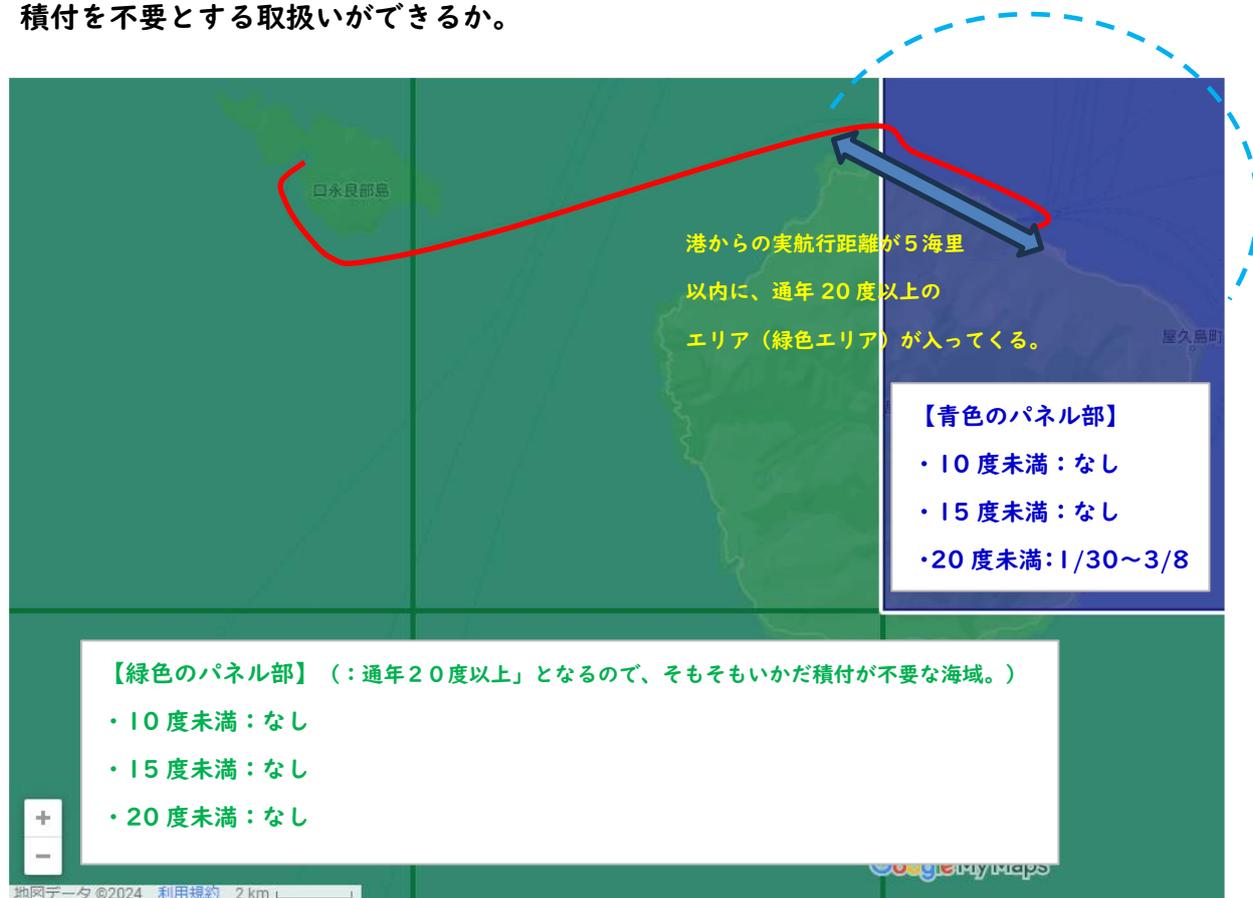
過去30年の統計データを気象庁が公表しており、このデータを地図に落とし込んでいます。このデータは基本的に水温が低い海域の目安とするためのものであり、例えばこれを1年単位などで更新していった結果、それまで積付が必要だったいのだが、水温基準を満足することになったので不要になるといったような取扱いは、現時点では考えておりません。

今回の政策は「低い水温のところで救助を待つにあたって水中待機をさせない」ということを目的としています。この海域早見図において、所定の水温を下回るエリアを航行する場合は、水中に浸かって救助を待つような設備ではなく、水に浸からない状態で救助を待てる設備を今後は備えていただきたいと思います。

説明会における質疑応答

●質問2：

屋久島（宮之浦港）～口永良部島を航路とする海上タクシーがある。海水温が通年20度以上となっているエリア（下図の緑色のエリア）が、屋久島の宮之浦港から船の航行距離で5海里以内に入っていることは確認している。この場合にあって、当該船舶には救命いかだの積付を不要とする取扱いができるか。



（ご回答）

（1）当該船舶が全通甲板（※）を有している場合

図の青色のパネル、緑色のパネル、いずれの部分でも、年間通して15度未満となることはないので、説明資料の「救命いかだ等の搭載を要しない方法④」の特例（全通甲板の特例）をもって、いかだの搭載を免除できます。

（2）当該船舶が全通甲板（※）を有していない場合

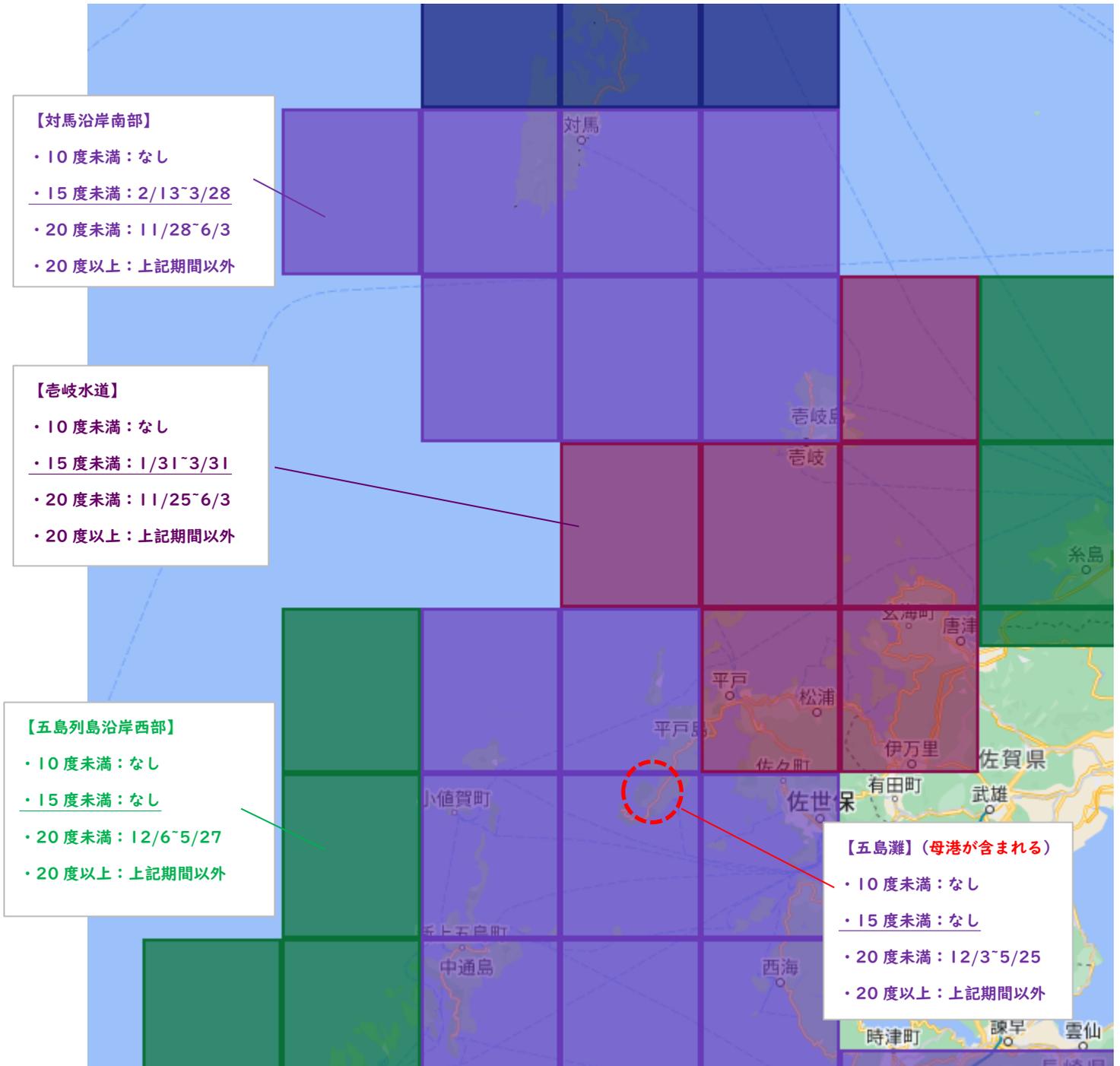
説明資料の特例（方法）①と⑤を併用したのと同じ取り扱いになるため、「そもそもいかだ積付が求められない水域（通年20度以上の水域）」と「母港から航行距離で5海里の水域」をあわせて本船の航行区域とすることで、いかだの搭載を免除できます。

（※）当該船舶が全通甲板を有しているかどうかについては、最寄りの検査機関（小型船舶の場合、最寄りのJCI支部）にお問い合わせの上、ご確認ください。

説明会における質疑応答

●質問3：

旅客定員が12名以下の遊漁船を運航している。航行区域として、平戸海域、五島海域、対馬海域方面に行くが、この場合、救命いかだの搭載は必要となるのか。また、今後の適用日はどうなるのか。なお、母港は平戸市の南部の早福・志々伎地域である。



説明会における質疑応答

(ご回答)

(1) いかだの積付が必要かどうかについて

ここでは当該遊漁船が全通甲板を有している船舶(※)であることを前提として回答します。図において、「五島列島沿岸西部」のパネル(緑色)、「五島灘」のパネル(紫色。母港はここに含まれる)を航行する場合は、これらの海域は、年間を通して15度未満となることはないので、説明資料にいう「救命いかだ等の搭載を要しない方法④」の特例(全通甲板の特例)をもって、いかだの搭載を免除できます。一方で、母港より北部にある「壱岐水道」のパネル(赤紫色)、「対馬沿岸南部」のパネル(紫色)を、いかだを積付をせずに航行しようとする場合は、「壱岐水道」のパネル(赤紫色)では1/31~3/31まで、「対馬沿岸南部」のパネル(紫色)では、2/13~3/28までが水温が15度未満となっていますので、いかだの積付を行わない場合、この期間中は、同海域では遊漁船業を行うことができないという制限が船舶検査証書上でかかります。

(※) 当該船舶が全通甲板を有しているかどうかについては、最寄りの検査機関(小型船舶の場合、最寄りのJCI支部)にお問い合わせの上、ご確認ください。

(2) 適用日について

純粋な遊漁船(海上運送法上の業を行っていない純粋な遊漁船)に対する適用日については、説明資料にあるとおり、現在(令和6年9月20日現在)、検討中です。(なお、当該遊漁船が、遊漁船業とは別に海上運送法上の業も行っている場合は、海上運送法が適用される船舶の適用日となりますのでご注意ください。)

説明会における質疑応答

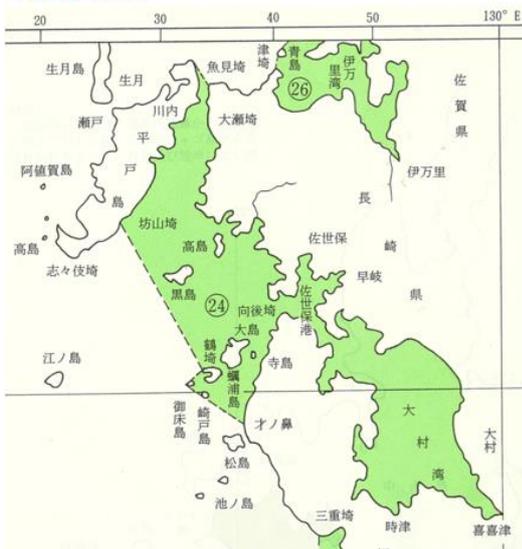
(3) 参考情報

長崎県平戸島北東部付近にあって、母港が24号平水内にあり、下の右図の赤紫のエリア（年間水温が15度未満を切る期間があるエリア）を経て、南の紫の海域（年間水温が常時15度以上の海域）にて営業を行う遊漁船の場合であって、当該船舶が全通甲板を有している場合は、説明資料にいう特例（方法）①と④を併用したものと同一取り扱いになるため、いかだの搭載を免除できます。

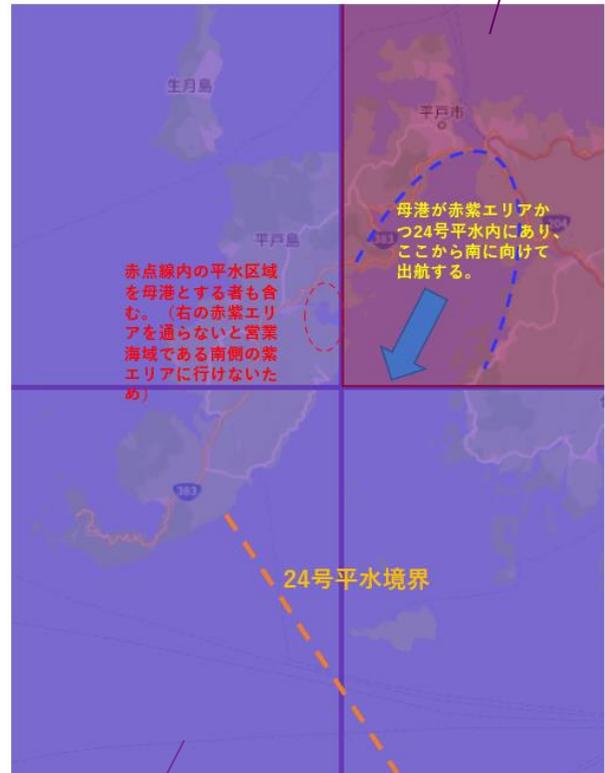
【壱岐水道】

- ・ 10度未満：なし
- ・ 15度未満：1/31~3/31
- ・ 20度未満：11/25~6/3
- ・ 20度以上：上記期間以外

24号平水



(24) 長崎県オノ鼻から同県平戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同県御床島西端まで引いた線、同島西端から同県鰐ノ浦島鶴崎まで引いた線、同島鶴崎から同県平戸島坊山崎まで引いた線、同島魚見崎から同県大瀬崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域



【五島灘】

- ・ 10度未満：なし
- ・ 15度未満：なし
- ・ 20度未満：12/3~5/25
- ・ 20度以上：上記期間以外

説明会における質疑応答

●質問4：

無線設備について伺いたい。携帯電話を法定設備とすることが新たに禁止されることになった船舶について、新たに VHF 無線を船の法定設備として受検しようとする場合、説明では、陸上側の事務所にも基地局（海岸局）を確保しないとイケないということだが、この場合、陸上の事務所に置く無線設備はハンディ型（持運び型）の VHF でもよいのか。なお事務所は比較的海の近傍にあり電波も入りやすい。

（ご回答）

ハンディ型（持運び型）の VHF 無線は、陸上の事務所が海の近傍にあるかや、電波が入りやすいかどうかにかかわらず、陸上側の事務所として海岸局を開設することが必要となるため、ハンディ型（持運び型）は認められず、固定したアンテナを積付いただくことになるものと理解しています。なお、海岸局の基準や手続き等については、厳密には船舶安全法ではなく、電波法に基づく話となりますので、具体的な手続きや解釈については、総務省九州総合通信局のほうにお尋ねいただければと思います。また、これから海岸局を開設しようとすることを検討する場合、自社船舶が運航中に、当該海岸局に人員を待機させる体制もあわせて検討していく必要が出てきます。なお、衛星携帯電話を船舶の法定設備とする場合は、これら海岸局の開設は不要となります。

（説明会における質疑応答は以上となります。）